

申告書の作成・送信は、

国税庁ホームページで!

新型コロナウイルス感染症の予防のため、
ぜひパソコン・スマホから申告を!

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、パソコンやスマートフォンを活用し、ご自宅から申告書の作成・提出ができます。感染症の感染防止のため、本年はより安心・安全・便利にご自宅からの申告をお願いします。

パソコンやスマホで
ご自宅から
申告できます!

「国税庁動画チャンネル」では、
確定申告の方法等を動画で紹介
しています!

国税庁動画チャンネル



掲載コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

① マイナンバーカード



スマホによる申請
はこちらから!



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は

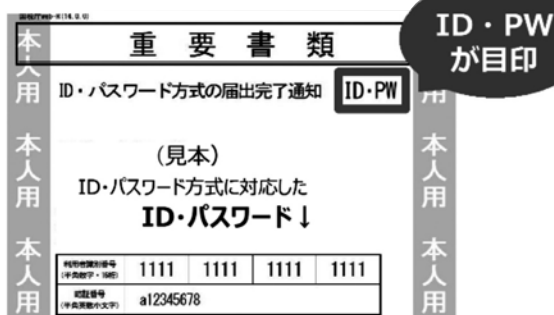


ICカードリーダライタと
して代用できる端末は
一部のAndroid端末のみ

対応端末の一覧
はこちらから!

※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告書等作成コーナーの 操作方法に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

受付時間 午前9時から 午後5時

※ 土日祝日、12月29日から1月3日を除く

※ 受付時間は時期により延長する場合があります

※ ますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合は、
☎ 03-5638-5171(有料)をご利用ください。



マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダライタの 設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

受付時間 平日 午前9時から 午後8時

土日祝日 午前9時30分 から午後5時30分

※ 12月29日から1月3日を除く

※ 受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

※ 上記の電話番号がご利用できない場合は、
☎ 03-5638-5171(有料)をご利用ください。



■ 申告に関する一般的なご相談は確定申告相談センターへ

小牧税務署 ☎ **0568-72-2111**

電話は自動音声によりご案内します。
ご用件に応じて次の番号を選択してください。

内容	番号	受付先
所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の確定申告、贈与税の申告に関するご相談の場合	0	確定申告相談センター (3月15日(月)までご利用できます)
国税に関する一般的なご相談の場合	1	電話相談センター (税務相談室職員がお答えします)
税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合	2	税務署
消費税の軽減税率制度に関するご相談	3	消費税軽減税率制度に関する専用窓口
新型コロナに関する特例猶予等の相談	4	国税局猶予相談センター

■ 令和2年分 確定申告会場について

令和2年分の確定申告における申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場の混雑を回避するため、次のように対応(予定)します。各会場では、特定の時間帯に来場者が集中することで、**三密状態が発生しないよう**混雑状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

日付・会場	開催内容
2月8日(月)から3月15日(月) 小牧市公民館 小牧市小牧2丁目107	本年の確定申告では、公的年金を受給される方を主な対象として 2月8日(月)から小牧市公民館 で申告相談を受け付けます。
3月16日(火)から30日(火) 小牧勤労センター 小牧市上末2233番地2	申告義務のない方がおこなう還付申告(年末調整済の給与所得のみの方が医療費控除や寄附金控除により還付を受けられる場合など)や、個人事業者の消費税の申告相談は、3月16日(火)から30日(火)まで小牧勤労センターでおこないます。

上記会場開設期間中は税務署内での申告相談はおこないません。

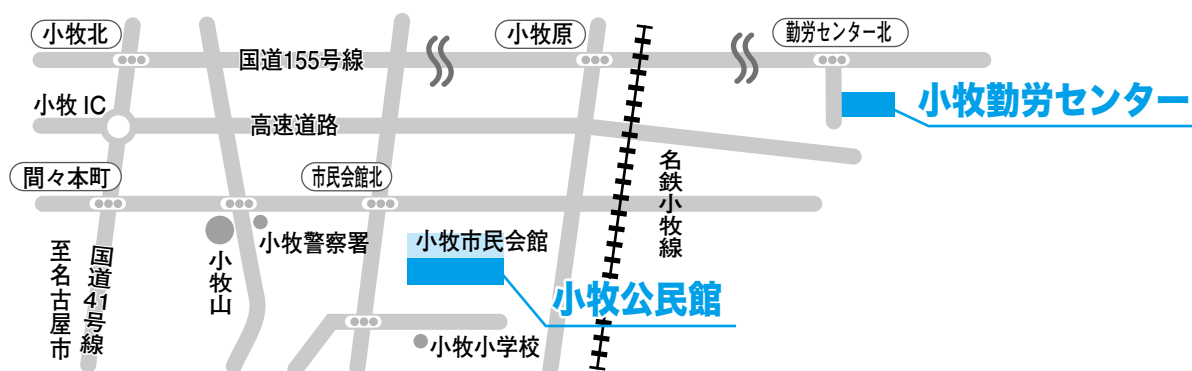
開設時間: 午前9時から午後5時 (土・日曜日・祝日を除く)

2月21日(日)・28日(日)に限り、**小牧市公民館**にて申告相談をおこないます。

申告期限 所得税、復興特別所得税および贈与税は3月15日(月)

個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(水)

●会場への入場には「入場整理券」が必要となります(詳しくは国税庁ホームページをご覧ください)。



大口町役場税務課からのお知らせ

申告書は

国税庁ホームページで作成できます！

確定申告会場は大変な混雑が予想されますので、ご自身での申告書作成にご協力ください。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、自動計算で簡単に申告書を作成することができます。作成した申告書は、次のいずれかの方法で提出していただけます。

① e-taxによる電子送信

電子証明書の取得やICカードリーダーライタの用意等の事前準備が必要です。

② 書面での提出

電子証明書等の準備は必要ありません。申告書をプリンタで印刷し、税務署へ郵送してください。また、大口町の確定申告会場でも、申告書の提出のみであれば待ち時間なしで受け付けています。

確定申告会場に来られる方へ

持参するもの

- ▽ 認印
- ▽ 申告により税金が還付される方は、申告者名義の口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号）が確認できるもの（通帳等）
- ▽ 申告に必要な書類（源泉徴収票や保険料支払額証明書等）
- ▽ マイナンバーカードの写し
- ▽ マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載された住民票の写しと、マイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類（運転免許証等）の写し
- ▽ 通知カードをお持ちの方は、令和2年5月25日時点で交付済かつ記載事項に変更がない、または正しく変更手続きがとられているものに限ります。

▽ 国税電子申告・納税システムに必要な利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方は、番号が分かるものをお持ちください。

年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

▽ この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

▽ 外国政府等から支給を受ける公的年金等、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、確定申告が必要です。

▽ 確定申告が必要ない場合であっても、町県民税の申告が必要な場合があります。

確定申告が必要ない方でも町県民税の申告をしなければならぬ方

- ▽ 町県民税の均等割が課税される方で、給与、年金以外の所得（農業、不動産等）がある方
- ▽ 所得税および復興特別所得税がからない方で、各種控除（医療費、社会保険料、生命保険料等）の適

用を受けることで町県民税が減額となる方

※ 収入がない方でも、国民健康保険税の算定や公営住宅の入居等において申告が必要な場合があります。

町県民税の申告

町県民税の申告は、左記のとおり受け付けします。申告期限は3月15日（月）です。

受付期間 (土曜・日曜・祝日を除く)	場所
2月1日(月)から15日(月) 3月1日(月)から15日(月)	役場1階 税務課窓口
2月16日(火)から26日(金)	ほほえみプラザ4階 ほほえみホール

問合せ先 税務課 95-1112

大口町の確定申告会場は ほほえみプラザ（健康文化センター）4階 ほほえみホールです

期間 2月16日(火)から26日(金)

※土・日・祝日は除きます。

時間 午前9時から正午、午後1時から4時

※新型コロナウイルス感染防止のため、一時間毎に入場を制限させていただきます。午前8時45分より整理券をほほえみホール入口にて配布しますので、整理券を持参の上ご来場ください。また、特定の時間帯に来場者が集中した場合は、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

▽大口町の確定申告会場では、土地・建物や株式等の譲渡所得の申告はできません。
ただし、申告書の提出のみであれば大口町の確定申告会場でも受け付けします。

▽住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を初めて受けられる方は、小牧市公民館の確定申告会場となります。

▽申告をされた場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されませんのでご注意ください。

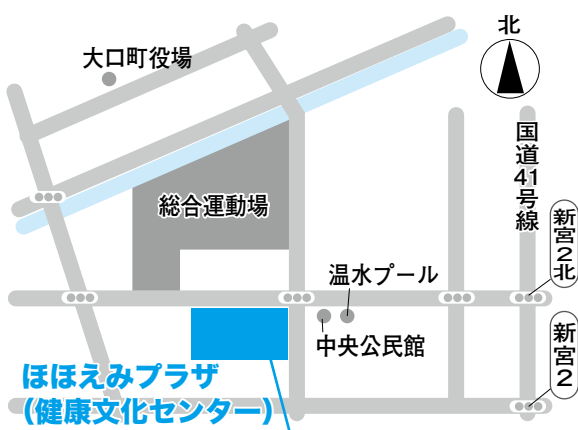
▽特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得は、納税通知書送達前までに申告ください。送達後に申告されますと、町・県民税に算入できませんのでご注意ください。また、損益通算や繰越控除についても同様となります。

▽利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方は、番号の分かるものをお持ちください。

▽新型コロナウイルス感染症予防のため、より安心・安全・便利にご利用いただけるe-Tax（国税電子申告・納税システム）のご利用にご協力ください。

3月1日(月)以降に確定申告をされる場合は、小牧市公民館の確定申告会場をご利用ください。上記の期間中以外は、大口町では確定申告の受付をおこなっていません。

町県民税の申告は、2月1日(月)から『役場税務課』で受け付けをおこないます。ただし、2月16日(火)から26日(金)の確定申告期間中は、『ほほえみホール』での受け付けとなりますのでご注意ください。



問合せ先 税務課 ☎95-1112

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

▽普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎0505-55402048
▽軽自動車600cc以下の三輪四輪自動車

軽自動車検査協会 ☎0503-38101773 ※車両ごとに異なります。

問合せ先 税務課 ☎95-1113